

その他

その他

項目①	委任届の制度の再導入について
論点	<p>論点 <u>委任届の制度が廃止された理由・経緯を踏まえた上で、再導入する必要性や効果についてどう考えるか。</u></p> <ul style="list-style-type: none">請求代表者が選挙人名簿の登録の有無を確認せずに安易に署名収集受任者を選ぶことを抑止する観点や、大量の署名の無効が審査の結果判明することによって署名者が不利益を被ることを防ぐ観点等から、委任届は有効であり、その再導入が必要と考えられるか。署名収集の権能・責任は一義的には請求代表者にあり、その責任において選挙人名簿に登録がある者であることを確認して署名収集受任者を選任すべきであり、その事前の確認を選挙管理委員会の事務として位置づけるのは適切ではないとの意見もある。また、委任届を提出する請求代表者や審査する選挙管理委員会の負担の増大を考慮すると、委任届の再導入は必要ないと考えられるか。
項目②	総代制度の導入や署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付について
論点	<p>論点 <u>各制度を導入する必要性や効果についてどのように考えるか。</u></p> <ul style="list-style-type: none">各制度の導入を提案する意見がある一方、選挙管理委員会と請求代表者との事前の打合せにおいて請求代表者の中から連絡担当者を決めてもらう等といった運用で対応できており、各制度を導入する必要はないとの意見もある。引き続き、全国の運用状況や支障事例を注視する必要があるか。
項目③	署名権者や法定署名数について、現行（署名の審査完了日現在における選挙人名簿を基準とするもの）よりも早期の時点で確定することについて
論点	<p>論点 <u>現行の考え方、経緯を踏まえてもなお、早期確定すべきという理由はあるか。</u></p> <ul style="list-style-type: none">本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させる見地から、以前の行政実例を変更し、現行の「署名の審査完了日現在」の選挙人名簿を基準としたことをどう考えるか。「選挙管理委員会としての説明のしやすさ」や、「署名収集者側の活動のしやすさ」、「審査期間中に選挙人名簿の更新があった場合に審査のやり直しになり選挙管理委員会の事務が増える」といった理由は、早期確定によって本請求時の選挙人の実態から乖離するおそれがあることを考慮してもなお、早期確定すべきとする理由として十分といえるか。

1. 委任届の再導入について

H25以前に導入されていた委任届

- 「条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。」（H25改正前の地方自治法施行令第92条第3項）

委任届が導入されていた理由

- 請求先の地方公共団体の長に対して提出を求めているのは、請求代表者の権能が長から請求代表者証明書の交付を受けることにより生じている（令91条参照）ことを踏まえると、請求代表者の権能の一部である署名収集を受任者が行うことについて長が了知しておく必要があるため。
- 市町村の選挙管理委員会に対して提出を求めているのは、受任者以外の者の求めた署名や受任者の選挙権の有無等は署名の効力要件に直接関係することから、署名の審査期間である市町村の選挙管理委員会も委任の状況を把握する必要があるため。（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著））

委任届が廃止された理由

- 委任者の数が膨大になる直接請求は制度制定時想定されていなかったため、受任者が膨大になるケースで、請求代表者による委任届の提出、選挙管理委員会による委任届の審査が相当な負担になっていた。
※名古屋市の議会解散請求（H22）の際は、受任者が約5万4000人
- 実質的には、署名収集期間中に、長が委任の状況を把握する必要はなく、本請求の時点で、署名簿に付された委任状により委任状況を把握すれば足りる。
- 市町村の選挙管理委員会も、委任状況の把握が必要になるのは、実質的には署名審査の段階であり、署名簿に付された委任状により委任状況が把握できる。
→委任届の提出を求める現行制度は大都市における直接請求に対応できておらず、委任届の提出を求める必要性も実質的に失われているため、請求代表者と選挙管理委員会の負担軽減の観点から、委任届が廃止された。

2. 請求代表者に係る総代制度の導入、署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付について

現行制度

- 請求代表者が複数いる場合、請求代表者の行為は「合同行為と解すべき」とされており（逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著）、請求代表者全員の総意によりそれぞれの行為が行われるものと解されている。
→現行制度において、複数の請求代表者の行為の方式等について定める規定はない。
- 本請求に至るまでの請求代表者と選挙管理委員会のやりとりとして、現行制度上、以下のようなものが挙げられる。
 - ①（請求代表者→選挙管理委員会）請求代表者証明書の交付申請
 - ②（選挙管理委員会→請求代表者）請求代表者証明書の公布
 - ③（請求代表者→選挙管理委員会）署名簿の提出 ※仮提出がある場合：仮提出→本提出の申出
 - ④（選挙管理委員会→請求代表者）有効署名数の証明、署名簿の返付
- 署名簿の返付に関しては、法令上、以下の規定がある。

（地方自治法第74条の2第6項）

市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

（地方自治法施行令第95条の4）

市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第六項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を条例制定又は改廃請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

3. 署名権者・法定署名数の早期確定について

現行制度

- 法律上、選挙管理委員会が署名簿の署名の審査を行う場合、審査に用いる選挙人名簿について、どの時点における選挙人名簿を使用するかということに関する規定はない。
- 選挙管理委員会による署名簿の署名の審査において、審査に用いる選挙人名簿は、審査完了日現在における選挙人名簿とされている。（行政実例 昭32.4.15 自丁発第43号 三重県選挙管理委員会委員長宛）
- 現行の考え方は、本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させるために、できるだけ確定を後ろ倒しするというものである。

現行制度の解釈となった理由

- 直接請求代表者は、先ずどの程度の署名を収集するならば法定署名数以上の署名を集め得るかを目やすとするのであり、その目やすが後になってくつがえされることは心外なことである。昭和三二・四・一五行政実例によって変更される以前の行政実例は、この見解に立つものであった。
- しかしながら、この説では、請求時の選挙人の実態からの遊離を招来するおそれ（たとえば、署名収集期間中に市町村の境界変更があった場合には、有権者数が著しく減少したにもかかわらず、なお従前の高い数によらねばならず、現実に署名収集が困難になることもあり得る。）も容易に予想されるところであって、不合理なことといわねばならない。
- 署名審査の終了の際に告示されている数によるとする説は、現在の行政実例の示すところであり、請求権者の資格を可及的に請求時の選挙人の実態に合致させようとする見地から現行行政実例として採用されたものと考えられる。

（「直接請求制度の解説」（角島靖夫、山本鎮夫著）S53.7.20発行より一部加工）